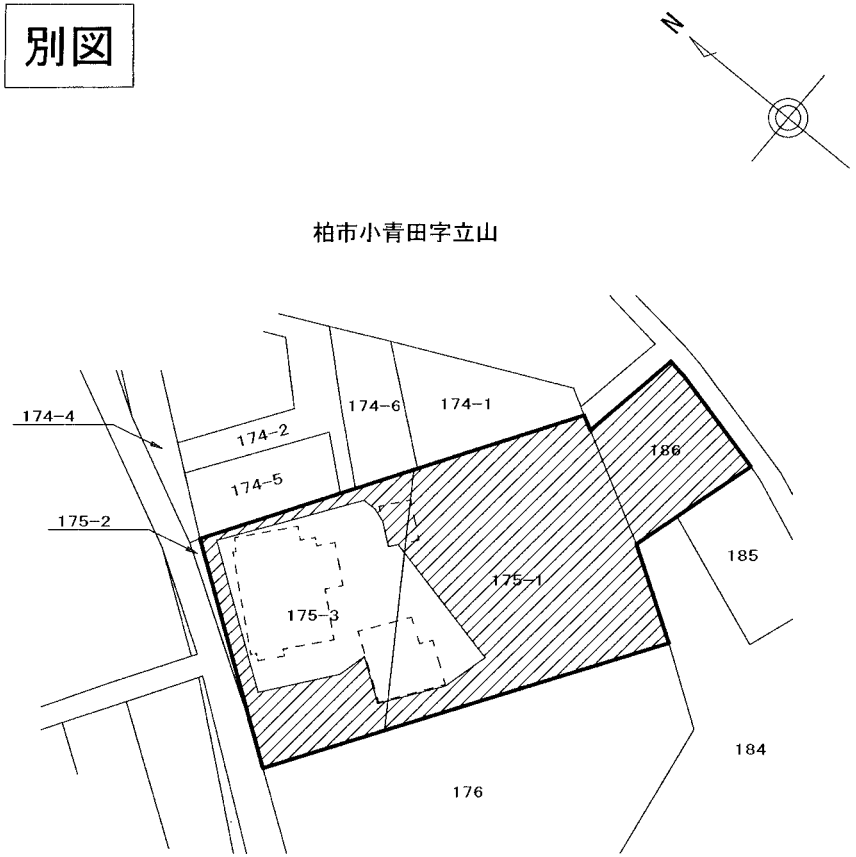
別図



この図面は公図及び航空写真を基に作成したものです。

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成20年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第７号）の一部を次のように改正し、平成22年３月28日から適用する。

平成 22 年２月 26 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１の表中

「

山手トンネル（都道首都高速目黒板橋線）	東京都渋谷区本町三丁目から東京都豊島区高松一丁目まで

」を

「

山手トンネル（都道首都高速目黒板橋線）	東京都目黒区青葉台四丁目から東京都豊島区高松一丁目まで

」に改める。

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第３号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 22 年２月 26 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　　間
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道二海郡八雲町東野から 北海道二海郡八雲町立岩まで
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野から 北海道勇払郡占冠村字上トマムまで

２．指定する期日　平成22年４月１日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。